

# 確定申告 2月16日(月)から 3月16日(月)まで

武豊町役場では2月2日(月)から  
還付・町県民税申告を受付けます

町県民税、個人事業税の申告については、  
所得税の申告をすれば同時に済みます。  
期間間近は大変混雑しますので早めに申告しましょう。

## 所得税の申告が必要な人

- ① 事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある人の場合  
平成26年中の所得が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計を超える人
- ② サラリーマンの場合  
(イ) 給与の年間収入が2千万円を超える人  
(ロ) 給与を1か所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人  
(ハ) 給与を2か所以上から受けている人で「年末調整を受けない給与の収入」と「給与所得や退職所得以外の所得」との合計が20万円を超える人
- ③ 年金受給者の場合  
公的年金等に係る雑所得が、所得控除の合計を超える人  
※ただし、公的年金収入の合計が40万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告の必要はありません。**町県民税のみ申告してください**

## 税金(所得税)が戻る人

- ① サラリーマンで、平成26年の途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整をしていない人
- ② サラリーマンで、雑損、医療費、寄附金、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人
- ③ 年金受給者で、医療費、社会保険料控除などを受けることができる人

## 町・県民税の申告が必要な人

- 平成27年1月1日現在、武豊町に住んでいる人で、次にあてはまる人は、町県民税の申告をすることになります。
- ※所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要はありません
- ① 営業、農業、大工、日雇いなどをしている人や不動産収入などのある人
  - ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人
  - ③ サラリーマンの場合  
(イ) 給与所得以外の所得のある人  
(ロ) 雑損、医療費控除を受けることのできる人
  - ④ 年金受給者の場合  
(イ) 公的年金収入の合計が40万円以下で、天引きされていない保険料等の所得控除を受けることのできる人  
(ロ) 公的年金等に係る雑所得以外の所得のある人
  - ⑤ 平成26年中の収入が無い人、もしくは、非課税収入(遺族年金・障害年金・失業給付金など)のみの人で、同居の親族の税法上の扶養親族になっていない人
- その他  
※自宅等で作成済みの申告書の提出先  
・ 所得税の申告書  
半田税務署1階の受付窓口  
・ 町県民税の申告書  
役場第5会議室受付  
※申告書は郵送で提出できます

## 申告に必要なもの

- ◎ 印鑑
  - ◎ 給与、年金、外交員報酬などのある人は源泉徴収票(コピーではないもの)
  - ◎ 医療費控除を受ける場合  
(イ) 支払った医療費の領収書および集計表  
(ロ) 保険金などで補てんされた金額のわかる書類
  - ◎ 社会保険料、生命保険料、地震保険料控除を受ける場合  
払込証明書
  - ◎ 障がい者控除を受ける場合  
(イ) 障害者手帳  
(ロ) 障がい者控除の対象となる要介護認定者は「障害者控除対象者認定書」
  - ◎ 寄附金控除を受ける場合  
領収書、証明書等
  - ◎ 住宅借入金等特別控除を受ける場合  
(イ) 住民票の写し  
(ロ) 家屋の登記事項証明書  
(ハ) 家屋の請負、売買契約書の写し  
(ニ) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
  - (ホ) 住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係る借入金等についてこの控除を受ける場合は、その敷地等の登記事項証明書、その敷地等の分譲に係る契約書などでその敷地等の取得価格・取得年月日などを明らかにする書類またはその写し
- 所得税の還付金を受取る場合は、口座振込で受取っていただくため、金融機関名、預金の種類、口座番号(本人名義に限る)が必要です。

要介護認定を受けている人は  
障がい者控除が受けられる  
場合があります

平成26年12月31日現在、要介護認定を受けている人は、障がい者控除が受けられる場合があります。  
※要介護認定を受けていても、身体等の状態により、対象外となることがあります  
認定書の送付について  
対象者には、「障害者控除対象者認定書」を1月中旬に郵送します。  
※事前に必要な人、再発行が必要な人は、役場福祉課で発行します。詳細は、役場福祉課へお問合せください

医療費控除に使用する  
証明書について

前年までに医師の発行する「おむつ使用証明書」を受けた人で、平成26年12月31日現在、要介護認定を受けている人は、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代わり、役場福祉課で「証明」を受けられる場合があります。詳細は、役場福祉課へお問合せください。

保険料等の支払明細書  
について(申告用)

各保険(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)の平成26年分支払明細書(普通徴収分)は、あわせて1月中旬に送付します。

## 申告会場はこちらです

申告会場	住吉福祉文化会館	役場第5会議室
受付内容	・所得税 ・贈与税 ・個人事業者の消費税、 地方消費税	・町県民税 ・一部の所得税
月日 および 受付時間	【月日】 2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日は除く) ※ただし、 2月22日(日)、3月1日(日)は 受け付けます 【受付時間】 9:00～17:00 ※16:00以降、会場の混雑状 況等により、早めに案内を 終了することがあります	【月日】 2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日は除く) ※給与所得者の還付申告お よび年金受給者の所得税・ 町県民税の申告(住宅借入 金等特別控除を除く)は 2月2日(月)から受け付けます 【受付時間】 9:00～12:00 13:00～16:00

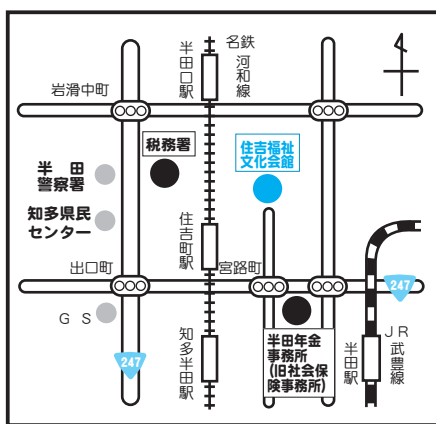
### ～役場駐車場の利用について～

- ・北駐車場が満車時は、役場東の長尾山駐車場をご利用ください
- ・駐車場整理票の証明は、申告会場で行います
- ・駐車場に限りがありますので、ご理解とご協力をお願いします



## 申告に必要な 証明書等の発行場所

申告に必要な証明書等	発行場所
国民年金保険料控除証明書	年金事務所
介護保険料納付明細書	役場福祉課
国民健康保険税納付明細書	役場税務課
後期高齢者医療保険料納付明細書	役場住民課
愛知用水関係賦課金負担証明書	役場産業課
生命保険料払込証明書 簡易保険料払込証明書 地震保険料払込証明書	保険会社 郵便局・農協など
家屋の登記事項証明書 敷地等の登記事項証明書	法務局
住宅取得資金にかかる借入金 の年末残高等証明書	金融機関など
育苗センター利用料証明書 トラクター耕起作業料証明書 ライスセンター施設利用料証明書	武豊営農センター (グリーンセンター武豊内)



税についての相談は  
半田税務署  
☎ 21-3141  
(受付時間 8:30～17:00)